1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年　月　日　及　び　記　名　押　印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

10　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入する

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年　月　日　及　び　記　名　押　印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

2　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「７　その他の事項」欄に記入すること。

4　「１　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

5　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

6　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄及び「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）と当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権の数量とを合計した議決権の数量の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

8　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

9　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

10　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当す